

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・8・23 第143回総会; 須坂市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
			<input checked="" type="checkbox"/> 社会環境
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	3 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について		
提案市	須坂市		
提案要旨	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。		
提案理由	<p>国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上に3歳未満児が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難である。</p> <p>保育の質を低下させない範囲で、一時的でも緊急避難的に居室面積基準を緩和することで入所児童の増加に対応することができ、また将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。</p>		
現況及び課題等	<p>少子化が進行する現代においては、児童数の減少により新たな施設確保や財政状況等を考慮すると住民の理解を得ることは難しく、たとえ理解を得られたとしても施設整備には数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けられない状況である。</p> <p>(参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(2018年)⇒1,309人(2020年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む</p>		
関係法令	<p>児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条</p>		